



国民宿舎と国民休暇村

改訂に際して

厚生省国立公園局休養施設課長

阿部 正利

国民宿舎も制度の発足の頃とは違って、最近はその性格も大分理解され、利用者も年を追って増加して、今では年間五〇〇万人を数えるようになりました。また宿舎の数も全国で二〇〇をこえ、家族連れを中心とした旅行のための施設として国民各層から親しまれているのはまことによろこばしいことだと思います。

国民宿舎は、できるだけ良い施設を、なるべく安い料金で、だれでもが気軽に利用できるように、そして何より健全な施設であるようにということネライに、県や市町村が国民年金と厚生年金保険の保険料の積立金のうちから融資を受けて整備しているものです。宿舎のある場所も、自然景観の勝れた国立公園、国定公園のなかを第一とし、次いで県立公園、保養温泉地、あるいは環境のよい海浜、史跡名勝地という順に選ばれています。これからますます増えて行く傾向にある余暇を活用し、日頃の緊張の緩和や健康の増進に役立てていただければ幸いです。

このたび国民宿舎協会が、山と溪谷社の協力でアルパインガイド「国民宿舎と国民休暇村」の内容を更に充実し、改訂版を発行されることになりましたのは、まことに時宜を得たものと思えます。ただ、都合で公営の宿舎に限っているようですが、他に民営の国民宿舎が全国に一二三ほどあることを申しそえておきます。

なお、国民宿舎と同じ目的で整備されている国民休暇村をも一緒に収録してあります。休暇村は「村」の名の通り一つの広い地域を定めて、宿舎はもちろん、その他にロッジ、キャンプ場、スキー場、プール、運動場、芝生などの施設を総合的に配置する野外レクリエーションのための保健休養地です。既に一八カ所が営業を開始しておりますので、この機会に併せて紹介しておきます。

本文中の記号

- ☎…電話のダイヤル局番で、()は即時通話、< >は相手の局が出る準即時の番号。
- 🏠…宿舎の建っている環境。
- 🏡…木造宿舎 } 料金をも表わす。6頁参照。
- 🏢…鉄筋宿舎 }
- 🏠…休暇村の宿舎。料金段階はA, B, Cで表わす。
- ♨…浴場 ♨…温泉あり。
- 🎡…各種娯楽設備。
- 📄…申込先、③はグリーンクーポンの取扱をする宿舎。
- 📅…予約の時期
- 📊…利用度。(例) 1, 2 = 空いている月。①, ② = 普通

の月。①, ② = 混みあう月。

📍…宿舎の周囲に駐車スペースがあることを示す。

本文を読むときの注意

- 交通…最寄りの国鉄駅から宿舎までの順路。バスの問合せ先は巻末参照。何も書いてないタイムは徒歩部分を表わす。< >中で1・0は1時間、0・10は10分、0・5は5分を意味する。
- ドライブ…国道を経て宿舎に至る順路、目標、舗装状態などを示す。
- みどころ…付近にある名所や史跡などで、あまり歩か

ずに行ける所。

- あじ…名物料理は定食を賑わす土地の名物。特別料理は別料金で用意する一品料理などで、申込みの際、予約しておいた方がよい。
- 付属施設…国民休暇村の欄に限り、村内に設けられた各種のレクリエーション施設を列挙してある。利用料金等は省略した。
- 地図…宿舎毎についている地図の右下に「1/50000 立山」というようにしているのは国土地理院発行の5万分の1の地形図名を示す。



国民宿舎と国民休暇村

はじめに

環境庁自然保護局

施設整備課長 佐藤善也

国民宿舎の制度が設けられてから二二年目を迎えますが、当初一般になじみのうすかった国民宿舎も、最近では、その性格が皆さんに広く理解され数多くの方々に利用されるようになり、その数も年間八〇〇万人に達しております。宿舎数も三四〇を数え、皆さんの休養施設として愛され親しまれておりますことは、まことに慶賀に堪えません。

国民宿舎は、国立公園、国定公園、県立自然公園、国民保養温泉等の自然環境に恵まれた景勝の地に建設され、よりよい施設をできるだけ安い料金で誰にでも気軽に利用して載くために、県や市町村が国民年金や厚生年金保険の積立金のなかから融資をうけて整備いたしております。

国民宿舎の施設や運営につきましては、利用者の皆さんにとって、健全なよりよい休養施設であるようたえず努力を重ねておりますので、今後ますます増加が予測される余暇を活用し、日常生活の疲労の回復と健康の増進に役立てていただきたいと存じます。このたび、国民宿舎協会が、山と溪谷社の協力でアルパインガイド「国民宿舎と国民休暇村」を全面的に改訂し、新しい内容を盛った案内書として発刊されますことは、まことに時宜を得たものと思えます。ただ都合で公営に限っているようですが、他に民営の国民宿舎一五六カ所余のあることを申し添えておきます。

なお、一緒に収録してあります国民休暇村は、国立、国定公園等の恵まれた自然環境の中の一定の広がり場所を、野外レクリエーションのための保健休養地として、宿舎を中心に、レクリエーションセンター、ロッジ、キャンプ場、スキー場、プール、運動場、芝生園地などが総合的に整備されており、現在二八カ所で営業が行なわれておりますので、国民宿舎と同じように活用されますよう紹介いたしておきます。

本文中の記号

- ☎…電話のダイヤル局番で、()は即時通話、< >は相手の局が出る準即時の番号。
- 🏠…宿舎の建っている環境。
- 🏡…木造宿舎 | 料金をも表わす。9頁参照。
- 🏢…鉄筋宿舎 |
- 🔥は暖房、❄️は冷房あり。
- 🏠…休暇村の宿舎。料金は7～9頁参照。
- 🛀…浴場 🌋…温泉あり。
- 🎮…各種娯楽設備
- 🏠…申込先、🌿はグリーンクーポンの取扱をする宿舎。
- 📅…予約の時期、☀️は夏休み、🌨️は正月休みの期間。

🕒…利用度。1カ月を上、中、下旬に分け、混み具合を示す。

- = 平日も混む。
- 🏠 = 土、休前日は混む。
- 🏠 = 土、日、休前日も余裕あり。
- 🚗…駐車スペースがある。

案内を読むときの注意

- 交通…最寄りの国鉄駅から宿舎までの順路。バスと問合せ先は巻末参照。何も書いてないタイムは徒歩区間を表わす。< >中で1・0は1時間、0・10は10分、0・5は5分を意味する。
- ドライブ…国道を経て宿舎に至る順路、目標、舗装状態。

- みどころ…付近の名所、史跡
- あじ…名物料理は定食を賑わす土地の名物。特別料理は別料金で用意する一品料理など。予約するとよい。
- 付属施設…国民休暇村の欄に限り、村内に設けられた各種のレクリエーション施設を列挙してある。利用料金などは省略した。
- 地図…宿舎毎についている地図の右下に「1/50000 立山」とあるのは国土地理院発行の5万分の1の地形図名。
- 旅のプラン…ミニ・ワイドは各周遊券利用

法令・告示・通達

[ホーム](#) > [法令・告示・通達](#) > 国民宿舎の管理運営等について

国民宿舎の管理運営等について

公布日：昭和39年2月25日

国発115号

[改定]

昭和45年7月28日 国体発24号

(各都道府県主官部長あて厚生省大臣官房国立公園部休養施設課長通達)

標記については、昭和三十九年二月二五日国発第一一五号により国立公園部長から通知されたところであるが、この基準は、さきを示された利用料基準とともに、国民宿舎の管理運営の基本となるのであるので、これが運用については、遺憾なきを期せられるとともに管下関係市町村に対しても、これが指導の徹底を図られたい。

なお、厚生事務次官通達(昭和三十八年一〇月一六日厚生省発国第一二三号)及びこれに基づく国立公園部長通知(昭和三十八年一〇月一六日厚生省発国第一二三号及び昭和三十九年二月二五日国発第一一五号)に定める諸基準の運用に関し、国民宿舎の管理運営上重要な事項については、国立公園部長あて協議または報告することとしているが、実際の運用にあたっては若干円滑を欠く点がみられるので、その取扱いについては、下記事項に御留意のうえ更に一層の御指導を煩わしい。

記

1 実施設計について

(1) 新設の場合

還元融資の決定を受けて後、融資条件で決められた施設の設置場所、規模構造等を変更する場合は同条件により厚生大臣の承認を必要とすることとしているが、この場合は、あらかじめその変更内容について国立公園部長に協議するよう指導されたいこと。

(2) 自己資金により増改築する場合

還元融資によらないで、自己資金等により国民宿舎を増築または改築しようとする場合も新設の場合に準じて行ない、国立公園部長に協議すること。

2 供用開始について

国民宿舎の建設を完了し、供用を開始しようとするときは、厚生事務次官通達第三の4の(2)に定める管理規程を定めて国立公園部長に報告すること。

この場合においては、設置条例、管理規則、予算書等を添付すること。

3 国民宿舎の名称について

国民宿舎の名称を決定する場合、それぞれの設置場所の特色を表わした名称を使用することは差支えないが、地方公共団体の経営にかかる国民宿舎としての健全性を損なうような名称や、〇〇ホテルというような名称を附することは避けられたいこと。

なお、すでに他の国民宿舎において使用している名称については、利用者の便を考慮し、特別の事情のない限りこれを避けること。

4 委託経営について

国民宿舎について、やむを得ない事由により非営利法人に委託経営させる場合は、厚生事務次官通達第三の1により厚生大臣の承認を必要とすることとしているが、食堂部門等の運営の一部を委託させることも国民宿舎の管理上重要な事項であるので、あらかじめ国立公園部長に協議し、同意を得ること。

5 客室利用料について

国民宿舎の利用料基準においては、宿泊利用者の利用料は一泊二食付利用料として定めているものであり、利用料基準に定める室料に客室占有利用料等を加算して徴収することは認められないこと。

6 特別基準の設定について

- + 環境省のご案内
- + 政策分野・行政活動
- 環境基準・法令等
 - [環境基準](#)
 - [法令・告示・通達](#)
- + 白書・統計・資料
- + 申請・届出・公募
- + 報道・広報

国民宿舎の利用料基準について特別基準を設定しようとする場合は、国立公園部長に協議し、同意を得ることとされているが、この場合、利用料基準の参考資料として示している国民宿舎利用者一人当たり経費算出基準に準じて、過去一年間の実績を算定したものを資料とし、決算書を添付して協議すること。

なお、サービス料を徴収している国民宿舎が一部にみうけられるが、サービス料は公営による運営の趣旨から利用料基準においては、認められていないので、特に、この点については指導徹底を図られたいこと。

7 予約金の徴収について

予約金の徴収については、現在の段階では、各国民宿舎の任意により、一〇人以上の団体に限り利用者一人につき一〇〇円の範囲内で認めているものであるから、特に予約金を徴収している国民宿舎においては、予約時等において利用者の十分な理解を得よう措置されたいこと。

なお、グリーンクーポンによる利用者については、グリーンクーポンの契約条項により取消しの場合の保証がなされているのであるから、別途に予約金を徴収しないこと。

8 災害等発生時における報告について

国民宿舎において、火災、風水害等の災害が発生し、利用不可能となつた場合、または、利用者に事故が発生した場合等は、すみやかに国立公園部長に報告すること。

9 報告書等の進達について

前記各項目にわたる協議、報告において市町村の設置する国民宿舎に関するものについては、必ず関係都道府県知事または関係主管部長を経由して行なうものとし、関係都道府県知事または関係主管部長は、その内容について意見または指導された措置等を付すること。

10 その他

地方公共団体の設置する国民宿舎においては、最近、児童福祉施設、老人ホーム等福祉施設の収容者或いは、母子家庭の人々に対し無料または、特別な利用料で利用されること等があるが、これら社会福祉事業的活動は、公営国民宿舎の性格からみて有意義なことと思料されるので、宿舎の運営上この点も充分考慮せられたいこと。

[ページ先頭へ](#)



環境省（法人番号1000012110001）

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎5号館 TEL 03-3581-3351(代表) 地図・交通案内

[環境省ホームページについて](#) | [著作権・リンクについて](#) | [プライバシーポリシー](#) | [環境関連リンク集](#)

Copyright Ministry of the Environment Government of Japan. All rights reserved.

カスタム検索

トピックス一覧

新着情報一覧

報道発表一覧

環境Q&A

ホーム

環境省のご案内

政策分野・行政活動

環境基準・法令等

白書・統計・資料

申請・届出・公募

報道・広報

法令・告示・通達

[ホーム](#) > [法令・告示・通達](#) > 国立公園又は国定公園の公園計画再検討実務要領について

国立公園又は国定公園の公園計画再検討実務要領について

公布日：昭和55年1月22日

環自計9号

(各都道府県自然公園主管部局長あて環境庁自然保護局計画課長通達)

国立公園の公園計画の再検討については、現在「国立公園計画の再検討要領」（昭和四八年一月二日付け環自計第六一五号自然保護局長通知）により実施中であり、国定公園の公園計画についてもこれに準じて一部実施されているところであるが、「国立公園の公園計画作成要領」等(昭和五四年四月一日付け環自計第二五〇号自然保護局長通知)が定められたことに伴い、今般別紙のとおり実務要領を定めたので、今後はこれにより作業の一層の進捗を図られるようお願いする。

なお、再検討後五年を経過するごとに実施する公園計画の再点検についてもこれに準じて行うこととする。

また、現在再検討作業中のものについては可能な限り本要領により修正を行うものとする。ただし、作業が相当程度進捗し、国の関係地方行政機関と協議中のものについては、協議内容の変更を必要としない範囲内において修正を行うものとする。

別表

国立公園又は国定公園の公園計画再検討実務要領

国立公園又は国定公園の公園計画の再検討の実務は以下によることとする。なお、本要領において「国立公園の公園計画作成要領」、「国立公園の指定書及び公園計画書作成要領」及び「国立公園の区域図及び公園計画図等作成要領」（昭和五四年四月一日付け環自計第二五〇号自然保護局長通知）は、それぞれ「計画要領」、「計画書等要領」及び「計画図等要領」というものとする。

一 公園計画書案等の作成について

国立公園又は国定公園の公園計画の再検討に係る公園計画書案等は、以下の手順に従って作成するものとする。

(一) 公園区域について

ア 公園区域を拡張し、又は削除する必要性の有無を検討し、必要がある場合には、明確な区域線を選定する。〔計画図等要領一の(一)参照〕

イ 既指定区域の区域線全般について点検し、必要がある場合には、明確な区域線を選定し直す。〔計画図等要領一の(一)参照〕

ウ ア及びイにより変更する部分について、原則として関係市町村の字〈あざ〉まで(国有林にあつては林班まで)地名の拾い出しを行うとともに、再検討後の区域全域についても同様に地名の拾い出しを行う。なお、区域を変更しない場合であつても区域全域について同様に地名の拾い出しを行う。

(二) 特別地域について

ア 特別地域又は特別保護地区の区域を拡張し、又は削除する必要性の有無を検討し、必要がある場合には、明確な区域線を選定する。〔計画図等要領一の(一)参照〕

イ 特別地域の地種区分を変更する必要性の有無を検討し、必要がある場合には、当該部分について明確な地種区分線を選定する。〔計画図等要領一の(一)参照〕

ウ 「国立公園内(普通地域を除く。)における各種行為に関する審査指針について」（昭和四九年一月二〇日付け環自企第五七〇号自然保護局長通知）のなお書きにより、特定の行為について当該審査指針により難い特別の事由があると認められた特定地域については、緩和された指針の内容により、現行の地種区分を維持するか、地種区分の変更を行うか、又は特別地域の区域から削除するかを検討し、地種区分を変更し、又は特別地域の区域から削除する必要がある場合には、当該部分について明確な地種区分線又は区域線を選定する。〔計画図等要領一の(一)参照〕

エ 既指定区域の区域線及び地種区分線全般について点検し、必要がある場合には、明確な区域線又は地種区分線を選定し直す。〔計画図等要領一の(一)参照〕

オ 地種区分を行っていない特別地域については、自然公園法施行規則第九条の二の規定により地種区分を行う。この場合、明確な地種区分線を選定する。〔計画図等要領一の(一)参照〕

- + 環境省のご案内
- + 政策分野・行政活動
- 環境基準・法令等
 - [環境基準](#)
 - [法令・告示・通達](#)
- + 白書・統計・資料
- + 申請・届出・公募
- + 報道・広報

カ アからエまでにより変更する部分について、(一)のウと同様に特別地域、特別保護地区、第一種から第三種までの特別地域ごとに地名の拾い出しを行うとともに、変更後の特別地域、特別保護地区、第一種から第三種までの特別地域、普通地域のそれぞれ全域についても同様に地名の拾い出しを行う。ただし、変更箇所が著しく多い等、個々の部分の地名の拾い出しを行うことが困難であると判断される場合には、変更後の区域全般の地名の拾い出しを行うことで足りるものとする。また、オにより地種区分を行った場合には、それぞれの地域について、(一)のウと同様に地名の拾い出しを行う。

(三) 指定湖沼又は指定湿原について

特別地域(特別保護地区を含む。)内の湖沼又は湿原について自然公園法第一七条第三項第四号の二の規定に基づき指定すべき湖沼又は湿原であるか否かを検討する。

(四) 海中公園地区について

ア 海中公園地区を指定し、追加し、区域を拡張し、若しくは削除し、又は指定を解除する必要性の有無を検討し、解除以外の場合には明確な区域線を選定する。〔計画図等要領一の(一)参照〕

イ 既指定区域の区域線全般について点検し、必要がある場合には、明確な区域線を選定し直す。〔計画図等要領一の(一)参照〕

(五) 集団施設地区について

ア 位置のみが定められている集団施設地区については、区域を指定し、かつ地割を行うことができるかどうかを検討し、できるものについては、計画要領第四のⅢの一の(一)のイ及びウにより区域を決定し、かつ、地割を行い整備方針を定めるものとし、土地所有状況等から判断して、実現性がないと認められる場合には、当該集団施設地区を計画から削除し、単独施設を必要に応じて追加する。

イ 区域指定のなされている集団施設地区について、区域を拡張し、若しくは削除し、又は指定を解除する必要性の有無を検討し、解除以外の場合には明確な区域線を選定する。〔計画図等要領一の(一)参照〕

ウ 既指定区域の区域線全般について点検し、必要がある場合には、明確な区域線を選定し直す。〔計画図等要領一の(一)参照〕

エ 地割されている集団施設地区について、地割を変更する必要性の有無を検討し、必要がある場合には可能な限り明確な地割線を選定する。

オ アにより指定する区域については、(一)のウと同様に区域全域について地名の拾い出しを行い、イ及びウにより変更する区域については、変更する部分及び変更後の区域全域について同様に地名の拾い出しを行う。

(六) 道路について

ア 事業執行状況を確認し、公園事業として執行中のものについては、公園計画として残すものとするが、事業執行者、道路体系等を勘案し、現計画が不合理であると認められる場合は、実態に合わせて公園計画を変更するものとする。

イ 未執行のものについては計画要領第四のⅢの一の(二)のアからウまでにより取捨選択する。なお、国定公園にあつては、自然公園法施行令第五条に規定する「その他国定公園の利用上重要と認められる道路」として「国定公園の指定、公園計画の決定等について」(昭和五四年二月八日付け環自計第二二二号自然保護局長通知)の記の一に掲げられた道路は、環境庁長官が決定し、その他の道路は、都道府県知事が決定することとされているので留意すること。

ウ 東海自然歩道、九州自然歩道等長距離自然歩道については既設の歩道を含めて自然歩道線として整理統合し、一本化する。(例えば、東海自然歩道線、九州自然歩道線等)

(七) その他の利用施設について

ア 事業執行状況を確認し、公園事業として執行中のものについては原則としてそのまま公園計画として残す。

イ 未執行のものについては、計画要領第四のⅢの(二)により取捨選択する。

(八) 指定書案及び公園計画書案の作成について

ア 指定書案については、変更する区域に係る「公園区域変更表」及び再検討後の区域全域に係る「公園区域表」の両方を作成する。〔計画書等要領様式第一一一及び第一一二参照〕

イ 公園計画書案については、変更する部分に係るものと再検討後の公園計画の全般を掲げたもの(計画書等要領様式第二一二及び第二一一)の両方を作成する。ただし保護規制計画については変更内容が複雑多岐にわたる等変更部分を個々に抽出することが困難であると認められる場合には計画書等要領の様式第二一一のみをもつて足りるものとする。

なお、国定公園については、参考として都道府県知事決定分も掲載する。

(九) 関係機関との調整のための図面の作成について

関係行政機関との調整を行うために、必要に応じて無彩色の「保護規制計画変更図」、「変更施設図」又は変更後の「施設計画図」及び変更後の「集団施設地区計画図」を作成する。〔計画図等要領二の(一)のエ、二の(二)、二の(三)、二の(四)参照〕

(一〇) 告示用原図の下図作成について

関係行政機関との調整が終了した段階で、官報用告示原図の下図として、彩色した再検討後の「区域図」、「保護規制計画図」、「施設計画図」、「特別地域区域図」、「特別保護地区区域図」、「海中公園地区区域図」、「集団施設地区計画図」及び「集団施設地区区域図」を必要に応じて作成する。〔計画図等要領一の(二)、二の(一)、二の(二)、二の(四)、三、四、五、六参照〕

二 関係行政機関との調整について

(一) 公園計画書案等の作成に当たっては、「保護規制計画変更図」、「変更施設図」等の図面によりあらかじめ地元関係市町村及び都道府県庁内の次に掲げる関係部局と十分調整を図るものとする。

- ア 林務(民有林に係る場合)
- イ 農務(農地に係る場合)
- ウ 水産(陸水域、海域、漁港に係る場合)
- エ 土木(道路、河川、海岸、港湾、都市計画に係る場合)
- オ 土地対策(区域の指定、変更、解除に係る場合)

(二) 別記の関係省庁と協議を行うこととなるので、事前に関係地方行政機関と十分調整を図るものとする。

関係省庁	要協議案件	公園指定又は区域の拡張	公園計画の決定又は変更(変更は削除の場合を除く。)	特別地域の指定又は区域の拡張	特別保護地区の指定又は区域の拡張	海中公園地区の指定又は区域の拡張	湖沼又は湿原の指定	高山植物等の指定	海中公園地区の動植物の指定	集団施設地区の指定又は区域の拡張	備考
北海道開発庁		○	○	○	○	○					北海道の場合に限る。
	北海道開発局	○	○	○	○	○					北海道の場合に限る。
防衛庁						○					
科学技術庁						○	○				
沖縄開発庁		○	○	○	○	○					沖縄県の場合に限る。
	沖縄総合事務局	○	○	○	○	○					沖縄県の場合に限る。
国土庁		○									
大蔵省		○	○	○	○					○	大蔵省所管国有地に係る場合に限る。
	財務部(局)	○	○	○	○					○	大蔵省所管国有地に係る場合に限る。 財務部の管轄区域のないところは財務局
文部省		○	○	○	○	○	○			○	文化財保護法に基づく史跡名勝天然記念物又は文部省所管国有財産に係る場合に限る。
	(都道府県教育委員会)	○	○	○	○	○	○			○	文化財保護法に基づく史跡名勝天然記念物又は文部省所管国有財産に係る場合に限る
農林水産省		○	○	○	○	○	○	○	○	○	集団施設地区の指定又は区域の拡張については国有林等農林水産省所管国有地に係る場合に限る。
	地方農政局	○	○	○	○					○	集団施設地区の指定又は区域の拡張については農林水産省所管国有地に係る場合に限る。
	営林局	○	○	○	○		○			○	国有林に係る場合に限る。
通商産業省		○	○	○	○	○	○				
	通商産業局	○	○	○	○	○	○				

運輸省		○	○	○	○	○														
	海運局	○	○			○														海面に接し、又は船舶の航行する内水面を含む公園の場合に限る。
	陸運局	○	○	○	○															
	港湾建設局	○	○	○	○	○														海面に接する公園の場合に限る。
	管区海上保安本部	○	○	○	○	○														海面に接する公園の場合に限る。
建設省		○	○	○	○	○	○												○	集団施設地区の指定又は区域の拡張については都市計画区域に係る場合に限る。
	地方建設局	○	○	○	○	○	○													

公園計画の変更のうち、利用計画の変更の場合には、利用施設を設けようとする土地(集団施設地区については変更しようとする地割に係る土地)を所管する省庁及び当該利用施設を監督する省庁(例えば道路法に基づく道路→建設省(地方建設局)、道路運送法に基づく一般自動車道→運輸省(陸運局))に対して協議するものとし、当該利用施設が文化財保護法に基づく史跡名勝天然記念物に係る場合は文部省(都道府県教育委員会)に対して協議するものとする。

ページ先頭へ



環境省 (法人番号1000012110001)

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎5号館 TEL 03-3581-3351(代表) 地図・交通案内

環境省ホームページについて | 著作権・リンクについて | プライバシーポリシー | 環境関連リンク集

Copyright Ministry of the Environment Government of Japan. All rights reserved.

カスタム検索

[トピックス一覧](#)[新着情報一覧](#)[報道発表一覧](#)[環境Q&A](#)[ホーム](#)[環境省のご案内](#)[政策分野・行政活動](#)[環境基準・法令等](#)[白書・統計・資料](#)[申請・届出・公募](#)[報道・広報](#)

報道発表資料

[ホーム](#) > [報道・広報](#) > [報道発表資料](#) > 構造改革特区の第2次提案への環境省の対応について

平成15年2月27日

大臣官房

総合政策

[この記事印刷](#)

構造改革特区の第2次提案への環境省の対応について

本日、構造改革特別区域推進本部(本部長:内閣総理大臣、本部長:各閣僚)が開催され、構造改革特区の第2次提案に対する政府の対応方針を決定した。
環境省としては、1項目について新たに構造改革特区における特例措置を設けるとともに、4項目について全国的に対応することとしている。

政府は、平成15年1月15日を締切りとして、地方公共団体、民間事業者等から構造改革特区の第2次提案を受け付けた。本日の構造改革特区推進本部においては、この第2次提案に対し、「新たに特区において講じることが可能となる規制の特例措置」及び「新たに全国において実施する規制改革事項」を決定した。
環境省関係の事項は以下のとおり(別添参照)。

- 新たに構造改革特区において実施することができる特例措置
 - 再生利用認定制度の対象品目の基準の特例
 - 適切な除湿の措置を講じたうえで容易に腐敗しない廃棄物に関する再生利用認定制度の特例を創設し、廃木材の高炉投入について施設や業の許可を不要とする。
- 新たに全国において実施する規制改革事項
 - 産業廃棄物処理施設における同一性状の一般廃棄物処理の実施
 - 同一の性状を有する一般廃棄物を産業廃棄物と同様の方法で処理する産業廃棄物処理施設については、届出により、一般廃棄物処理施設の設置許可を不要とする(今通常国会に提出予定の廃棄物処理法改正案による対応)。
 - 国定公園の公園計画の随時見直し
 - 国定公園の保護と適正な利用の観点から、国定公園の公園計画の見直しについて都道府県知事からの申出があれば、見直し後5年を経過していない場合でも、柔軟に対応することを通知において明確化する。
 - 国立・国定公園特別地域内における風力発電施設の設置許可の基準の策定
 - 施設一般の基準とは別に、国立・国定公園特別地域内における風力発電施設の設置に関する基準を定める。
 - 国民宿舎の管理運営の民間委託の容認
 - 地方自治法の改正に際し、国民宿舎の管理運営の民間委託を容認するため、国民宿舎の設置及び運営に関する通知を廃止する。

添付資料

[\(別添\)表1 構造改革特区において実施することができる特例措置\(第2次提案追加分\)](#)[\(別添\)表2 全国で実施することが時期、内容ともに明確な規制改革事項\(第2次提案追加分\)](#)

連絡先
環境省総合環境政策局総務課
課長:山崎 穰一(6210)
補佐:瀧口 直樹(6211)
(大臣官房政策評価広報課)
補佐:小笠原 靖(6913)

[+ 環境省のご案内](#)[+ 政策分野・行政活動](#)[+ 環境基準・法令等](#)[+ 白書・統計・資料](#)[+ 申請・届出・公募](#)[- 報道・広報](#)[大臣記者会見・談話等](#)[報道発表一覧](#)[行事予定](#)[環境省広報誌 エコジン](#)[メールマガジン&会員登録サイ
ト](#)[環境省図書館のご案内](#)[こどものページ](#)[環境省公式SNS等一覧](#)[環境省動画チャンネル
\(YouTube\)](#)

脚注6-2：構造改革特区の第2次提案への環境省の対応について

表2 全国で実施することが時期、内容ともに明確な規制改革事項(第2次提案追加分)(環境省関係部分のみ抜粋)

番号	事項名	規制の根拠法令等	規制改革の概要	実施時期	所管省庁
1302	産業廃棄物処理施設における同一性状の一般廃棄物処理の実施	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条及び第15条	同一の性状を有する一般廃棄物を産業廃棄物と同様の方法で処理する産業廃棄物処理施設については、届出により、一般廃棄物処理施設の設置許可を不要とする。	平成15年度中	環境省
1303	国定公園の公園計画の随時見直し	国立公園又は国定公園の公園計画再検討実務要領について(昭和55年1月22日環境庁自然保護局計画課長通知)	国定公園の保護と適正な利用の観点から、国定公園の公園計画の見直しについて都道府県知事の申出があれば、見直し後5年を経過していない場合でも、柔軟に対応することを通知において明確化する。	平成15年度のできるだけ早い時期	環境省
1304	国立・国定公園特別地域内における風力発電施設の設置許可の基準の策定	自然公園法第17条第3項、第4項、第18条第3項、第4項 自然公園法施行規則第11条	施設一般の設置に関する基準とは別に、国立・国定公園特別地域内における風力発電施設の設置に関する基準を定める。	平成15年度中	環境省
1305	国民宿舎の管理運営の民間委託の容認	国民宿舎の設置及び運営について(平成5年2月15日環境事務次官通知)	地方自治法の改正に際し、国民宿舎の管理運営の民間委託を容認するため、国民宿舎の設置及び運営に関する通知を廃止する。	本部決定後直ちに	環境省

脚注7：国立公園等整備事務取扱要領

国立公園等整備事務取扱要領

(制定)

平成20年4月4日

環自国発第080404001号、環自総発第080404004号
各地方環境事務所長等、国民公園等管理事務所長宛
自然環境局長通知

(最終改正)

平成29年5月1日

環自整発第1705017号
各地方環境事務所長等
自然環境局長通知

目次

- 第1章 通則（第1－第5）
- 第2章 整備事務の取扱い（第6－第11）

第1章 通則

(通則)

第1

- 1 国立公園等整備事業及び環境保全施設整備事業（国立公園等施設利用環境整備事業）の取扱いについては、会計法（昭和22年法律第35号）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）契約事務取扱規則（昭和37年大蔵省令第52号）、環境省所管会計事務取扱規則（平成19年環境省訓令第4号）及び環境省所管契約事務取扱要領（平成19年6月29日環境会発第070629004号）に定めるもののほか、本要領に定めるところによるものとする。
- 2 本要領は、国立公園等の事業に関する工事及びその実施を目的とした調査・設計等の業務を対象とする。
- 3 本要領に定めのないもの、又は本要領により難しい場合は、自然環境局長に協議するものとする。

(用語の定義)

第2 本要領においては、次の用語を用いる。

1 整備事務

整備事務とは、国立公園等整備事業の執行に関する事務全般のことをいう。

2 施行委任事業

施行委任事業とは、会計法第48条第1項の規定に基づき環境大臣が予算決算及び会計令第140条第5項の規定に基づく都道府県知事の同意を得て、当該知事又は知事が指定する職員に委任する会計事務により実施する事業をいう。

3 契約担当官等

契約担当官等とは、契約担当官、分任契約担当官、契約担当官代理、分任契約担当官代理、支出負担行為担当官、分任支出負担行為担当官、支出負担

行為担当官代理及び分任支出負担行為担当官代理のことをいう。

4 事務所

事務所とは、別表に掲げる地方環境事務所等をいう。

(事務の分掌)

第3 自然環境局及び事務所の行う整備事務は、次のとおりとする。

1 自然環境局

- (1) 事務所が行う整備事務の指導を行うこと。
- (2) 直轄整備中期計画の内容を確認し、受理すること。
- (3) 重点施策等整備に関する基本方針を決定し、支出負担行為実施計画を作成すること。
- (4) 当該年度に実施する整備に関する計画（以下「年度整備計画」という。）を審査し、指定すること。
- (5) 基本計画、基本設計及び実施設計等（以下「計画設計等」という。）について、助言を行うこと。
- (6) その他自然環境局長が必要と認める事務を行うこと。

2 事務所

- (1) 直轄整備中期計画を作成し、自然環境局長に提出すること。
- (2) 年度整備計画を作成し、自然環境局長に提出すること。
- (3) 指定された年度整備計画について、自然公園等技術指針等を参考に計画設計等を作成すること。
- (4) 計画設計等に基づき工事を実施すること。
- (5) 事業完了報告書を作成し、自然環境局長に提出すること。
- (6) 整備事務に係る国有財産の事務手続を行うこと。
- (7) その他整備事務の施行上必要な事務を行うこと。

(実施対象地区)

第4 事業の実施対象地区は、環境省所管地又は環境省が地権者と借地契約等を締結し、事業用地として使用する権限を取得している土地（事業の着手までに用地取得又は借地契約等を完了する予定の土地を含む。以下「環境省所管地等」という。）とする。

(実施対象施設等)

第5

1

- (1) 自然公園法（昭和32年法律第161号）第2条第6号に規定する公園事業（公園の指定又は区域の変更により、公園事業となることが確実である事業を含む。）のうち、次に掲げる施設（国立公園事業の執行に係る付帯施設の取扱いについて（平成3年7月5日環自計第128号環自国第385号）により当該公園事業に含めることができる施設を含む。）の新設、増設又は改設
 - ① 道路及び橋
 - ② 広場及び園地
 - ③ 避難小屋
 - ④ 休憩所
 - ⑤ 野営場
 - ⑥ 駐車場
 - ⑦ 栈橋
 - ⑧ 給水施設、排水施設及び公衆便所

- ⑨ 博物展示施設
 - ⑩ 植生復元施設及び動物繁殖施設
 - ⑪ 砂防施設及び防火施設
 - ⑫ 自然再生施設
- (2) 自然公園法第 39 条第 1 項に規定する生態系維持回復事業の実施のために必要な施設の新設、増設又は改設
- (3) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 28 条の 2 第 1 項に規定する保全事業の実施のために必要な施設の新設、増設又は改設
- (4) 東北太平洋岸における長距離自然歩道整備計画に基づく整備事業のうち、次に掲げる施設の新設、増設又は改設
- ① 利用拠点施設
 - ② 統一標識
- (5) 環境省所管地等における土地又は施設の管理上特に必要な施設の新設、増設又は改設
- (6) (1) から (5) までに掲げる施設の整備に係る調査、測量、設計、監理、用地取得及び用地補償等
- 2 1 (1) から (5) までに掲げる要件を満たす施設であっても、他法令の規定に基づいて整備すべきものは、実施対象外とする。

第 2 章 整備事務の取扱い

(直轄整備中期計画)

第 6

- 1 事務所の所長は、地域における中期的な整備方針を記載した直轄整備中期計画を作成し、自然環境局長に提出するものとする。直轄整備中期計画の作成に当たっては、事務所が必要に応じて関係する地方公共団体等に意見聴取等を行うものとする。
- なお、直轄整備中期計画の様式等については、別に定める。
- 2 自然環境局長は、直轄整備中期計画の内容を確認し、受理する。
- 3 1 及び 2 の規定は、直轄整備中期計画を変更する場合について準用する。

(年度整備計画の作成)

- 第 7 事務所の所長は、直轄整備中期計画に基づいて当該年度における年度整備計画を作成し、自然環境局長に提出するものとする。年度整備計画の作成に当たっては、事務所が必要に応じて関係する地方公共団体等に意見聴取等を行うものとする。
- ただし、緊急を要する災害復旧事業等については、随時年度整備計画に追加できるものとする。
- なお、年度整備計画の様式等については、その都度通知する。

(年度整備計画の指定)

第 8

- 1 自然環境局長は、年度整備計画を審査し、契約担当官等が執行すべき年度整備計画を指定（以下「内示」という。）する。内示に当たっては、その国立公園（又は国指定鳥獣保護区）名、事業名、事業費、事業内容を明らかにした書面をもって通知する。
- 2 内示の変更については、災害復旧や防災等、やむを得ない事由に対応するた

め、自然環境局長が必要に応じて行うものとする。

(計画設計等への助言)

第 9

- 1 自然環境局長は、必要に応じて計画設計等の提出を求めることができるものとする。
- 2 自然環境局長は、事務所から提出のあった計画設計等に関して助言を行うことができるものとする。

(契約状況の報告)

第 1 0 契約担当官等は、契約状況等について、別に定める様式を用いて四半期毎に自然環境整備課長に報告することとする。

なお、報告に当たっては、施行委任事業を含むものとする。

(完了報告の作成)

第 1 1

- 1 契約担当官等は、事業が完了した場合は、別に定める様式により完了報告書を作成し、事業が完了した日から起算して1ヶ月を経過した日までに自然環境局長に提出することとする。
- 2 前項の規定は、事業規模が著しく小さい場合など自然環境局長が特に完了報告の提出を要しないと判断した場合は、適用しない。

附則

1 この要領は平成24年4月1日から適用する。

2 第6に規定する直轄整備中期計画に代わる計画がある地域については、当面の間当該計画に基づいて、年度整備計画を作成することができるものとする。

附則

1 この要領は平成25年4月1日から適用する。

2 第6に規定する直轄整備中期計画に代わる計画がある地域については、当面の間当該計画に基づいて、年度整備計画を作成することができるものとする。

附則

1 この要領は平成 29 年 5 月 1 日から適用する。

【別表】

地方環境事務所等
北海道地方環境事務所
北海道地方環境事務所釧路自然環境事務所
東北地方環境事務所
関東地方環境事務所
中部地方環境事務所
中部地方環境事務所長野自然環境事務所
近畿地方環境事務所
中国四国地方環境事務所
九州地方環境事務所
九州地方環境事務所那覇自然環境事務所